

### 第13号議案

#### 災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

災害見舞金支給条例（平成17年ふじみ野市条例第83号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### ふじみ野市災害見舞金支給条例

第1条中「市民が」を削り、「ときに、被災者又はその遺族に、」を「市民又はその遺族に対し」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又はふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第84号。以下「災害弔慰金条例」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた時において市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者をいう。

（災害見舞金の支給）

第3条 市長は、災害により市の区域内で被害を受けた市民又はその遺族に対して、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額の災害見舞金を支給する。

- (1) 死亡 死亡した者1人につき40万円
  - (2) 負傷 負傷した者1人につき4万円
  - (3) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯につき20万円
  - (4) 住居の半焼又は半壊 1世帯につき10万円
  - (5) 住居の一部損壊（準半壊） 1世帯につき7万円
  - (6) 住居の床上浸水（前3号に掲げる被害を除く。） 1世帯につき7万円
- 2 前項の遺族の範囲及び支給の順位は、災害弔慰金条例第4条の例による。

（支給制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金を支給しない。

- (1) 災害による被害が、その被害を受けた者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 災害弔慰金条例第3条に規定する災害弔慰金又は災害弔慰金条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたとき。

第5条の見出し中「届出」を「申請」に改め、同条第1項中「り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害」を「規則で定めるところにより、災害により被害

」に、「15日以内」を「30日以内」に、「届け出なければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項中「届出」を「規定による申請」に改める。

第6条を削る。

第7条中「前条の規定により取り消した」を「偽りその他不正な行為により」に、「が、既に支給されていたときは、その」を「の支給を受けた者がいるときは、当該災害見舞金の支給の決定を取り消すものとし、既に支給した災害見舞金の」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

災害見舞金の支給について適正化を図るため、災害見舞金支給条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。